

※赤枠内が追加箇所となります

被扶養者（異動）届に添付する書類

○…該当している方は必ず提出

△…必要があれば提出

令和3年8月1日より

提出書類		現況書	配偶者の所得に関する証明書	戸籍謄本	住民票	所得に関する証明書	申立書	学生証（コピー）	退職証明書	送金に関する証明書	配偶者事実証明書
区分											
1	配偶者	同居	○		○	○			○		
		別居	○		○	○			○	○	
2	婚姻届未届の配偶者	同居	○		○	○			○		○
		別居	○		○	○			○	○	○
3	16歳未満の子	同居		△ 注2	○						
		別居		△ 注2	○		○			○	
4	16歳以上の子	同居	○	△ 注2	○	○	○	○	○		
		別居	○	△ 注2	○	○	○	○	○	○	
5	60歳未満の父母	同居	○		○	○			○		
		別居	○		○	○	○		○	○	
6	60歳以上の父母	同居	○		○	○			○		
		別居	○		○	○	○		○	○	
7	16歳未満の兄弟姉妹	同居	○		○	○	○				
		別居	○		○	○	○			○	
8	16歳以上の兄弟姉妹	同居	○		○	○	○	○	○		
		別居	○		○	○	○	○	○	○	
9	配偶者の父母	同居	○		○	○	○		○		
		別居	(被扶養者として認定できません)								

<注>

1. 上記の区分に記載のない認定対象者は、上記に準じて取り扱います。なお、ケースにより上記以外の書類等の提出をお願いする場合があります。

2. 子の扶養申請をおこなう際、配偶者が被扶養者となっていない場合は配偶者の所得に関する証明書（源泉徴収票のコピー、課税証明書等）をご提出ください。

3. 戸籍謄本は認定対象者に対する健康保険法上の扶養能力のある方が、他におられるか否かの確認です。

4. 住民票は認定対象者を含む世帯員全員、続柄が記載されたものをお願いします。
また、個人番号（マイナンバー）が記載されていない住民票をご提出ください。

5. 所得に関する証明書とは次のようなものです。

○市区町村長発行の課税または非課税証明書（収入金額が記載されているもの） ○勤務先の給与明細書 ○各種年金・恩給等の支払通知書
○雇用保険給付金の支払明細書（雇用保険給付金を受給中は、原則として健康保険組合の被扶養者にはなりません） ○確定申告書の控（自営業者等）

6. 申立書とは次のようなものです。

【16歳未満の子の場合】 別居の理由書

【16歳以上の子の場合】 本人の自筆で、どのような理由で被保険者に生計を維持されているのか、就業していない場合は現在の状況、今後の予定などをなるべく具体的に記載してください。
なお、学生は学生証のコピーまたは在学証明書、療養中の方は施設入所の証明書または医師の証明書あるいは障害者手帳のコピー等があれば、申立書の提出は不要です。

【区分の5、6、7、8、9で必要な申立書】 健康保険法上の扶養能力のある被保険者以外の親族全員から、当該認定対象者の生活費を負担していない旨を記載した申立書をお願いします。

7. 送金に関する証明書とは継続的に生計費を支援していることが分かる銀行等の振込書（控）のコピーです。
区分の1で別居の理由が会社業務による単身赴任である場合は、送金に関する証明書の提出は不要です。

8. 配偶者事実証明書とは隣人等2人以上が事実を証明した書類、媒酌人の証明またはそれに代わるものです。

9. 上記の添付書類以外でケースにより提出していただく書類の例として次のようなものがあげられます。

○会社からの家族手当支給証明書 ○所得税法上の扶養控除申告書（会社の確認印があるもののコピー） ○民生委員の意見書 ○雇用保険離職票1、2のコピー ○学生等で被保険者と別居しているが住民登録の異動を行っていない場合は寮、マンション、アパート等の管理責任者の居住証明又は賃貸契約書のコピー

10. 公的書類は3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。